

令和5年第3回（6月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	報告第2号	専決処分事項の承認について	1
2	報告第3号	専決処分事項の承認について	19
3	報告第4号	専決処分事項の承認について	23
4	報告第5号	専決処分事項の承認について	28
5	第35号議案	吉川市税条例の一部を改正する条例	45
6	第36号議案	吉川市手数料条例の一部を改正する条例	61
7	第37号議案	財産の取得について	80
8	第38号議案	工事請負契約の締結について	81
9	第39号議案	工事請負契約の締結について	82
10	第40号議案	工事請負契約の締結について	83
11	第41号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	84
12	第42号議案	令和5年度吉川市一般会計補正予算(第3号)	—

報告第2号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）を改正する必要があるため、令和5年3月31日に吉川市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和5年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

吉川市長

吉川市条例第11号

吉川市税条例の一部を改正する条例

吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項等とし、移動条項に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は <u>第5号の15の2様式</u> 若しくは施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書に	(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等) 第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書によって納入しなければならない

<p>より納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は<u>第22号の4の2様式</u>による納付書により納付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当</p>	<p>い。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当</p>
---	--

該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3及び4 略

<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同</p>
---	---

じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後におい

じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後におい

て市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に

て市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に

<p>規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第25項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第25項第2号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第25項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 略</p> <p>14 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は、<u>3分の1</u>とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p>	<p>規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1)とする。</p> <p>4 法附則第15条第26項第1号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 法附則第15条第26項第2号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>6 法附則第15条第26項第3号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>7 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>8 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>9 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>12 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>13 略</p> <p>14 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、<u>壘</u>とする。</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p>
---	---

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

1 3 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 7 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付し

1 2 法附則第 1 5 条の 1 0 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 3 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 1 9 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付し

<p>て市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><u>14</u> 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第15条の2</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第15条の6</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>て市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p> <p><u>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日まで(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p><u>第15条の2の2</u> 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第15条の6</u> 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分</u></p>
---	--

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソ

リン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規</p>	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初</p>
---	---

定の適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和8年3月31日ま
での間に初回車両番号指定を受けた場合
には、当該初回車両番号指定を受けた日
の属する年度の翌年度分の軽自動車税
の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中
「3,900円」とあるのは「2,000円」と、
同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあるのは
「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける
3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の
適用を受けるものを除き、営業用の乗用の
ものに限る。）に対する第82条の規定の
適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和7年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた
場合には、当該初回車両番号指定を受
けた日の属する年度の翌年度分の軽自
動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)
中「3,900円」とあるのは「3,000円」
と、同号ア(ウ) a 中「6,900円」とあ
るのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦
課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前条第2項から第4項までの規定の
適用を受ける3輪以上の軽自動車に
該当するかどうかの判断をするとき
は、国土交通大臣の認定等（法附則
第30

回車両番号指定を受けた場合には令和4年度
分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガ
ソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月3
1日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和5年度分の軽自動車
税の種別割に限り、第3項の表の左欄
に掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける
3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の
適用を受けるものを除き、営業用の乗用の
ものに限る。）に対する第82条の規定の
適用については、当該ガソリン軽自動車
が令和3年4月1日から令和4年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた
場合には令和4年度分の軽自動車税の
種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日
までの間に初回車両番号指定を受けた
場合には令和5年度分の軽自動車税の
種別割に限り、第4項の表の左欄に
掲げる同条の規定中同表の中欄に
掲げる字句は、それぞれ同表の右欄
に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦
課徴収に関し、3輪以上の軽自動車
が前条第2項から第8項までの規定の
適用を受ける3輪以上の軽自動車に
該当するかどうかの判断をするとき
は、国土交通大臣の認定等（法附則
第30

<p>条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する</p>	<p>条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和5年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する</p>
---	---

<p>譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p>	<p>譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の吉川市税条例（次条第2項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等

が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の吉川市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日に吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和5年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

吉川市長

吉川市条例第13号

吉川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

吉川市国民健康保険税条例（昭和30年吉川町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(課税額)	(課税額)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>220,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>220,000円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>200,000円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>200,000円</u> とする。
4 略	4 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各	第22条 市は、法第703条の5第1項の規定により、次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の課税額を第2条第2項本文の基礎課税額から次の各

<p>号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>220,000円</u>を超える場合には、<u>220,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>200,000円</u>を超える場合には、<u>200,000円</u>）及び同条第4項本文の介護納付金課税額から次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者の区分に応じ当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の吉川市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）を改正する必要性が生じたため、令和5年3月31日に吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和5年3月31日

吉川市長 中原恵人

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

吉川市長

吉川市条例第12号

吉川市都市計画税条例の一部を改正する条例

吉川市都市計画税条例（平成20年吉川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p data-bbox="295 878 376 909">附 則</p> <p data-bbox="225 1010 300 1041">1 略</p> <p data-bbox="261 1137 804 1234">(法附則第15条第14項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="225 1267 804 1619">2 法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第14項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p data-bbox="261 1715 804 1812">(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="225 1845 804 1942">3 法附則第15条第32項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p data-bbox="906 878 987 909">附 則</p> <p data-bbox="836 1010 911 1041">1 略</p> <p data-bbox="873 1137 1415 1234">(法附則第15条第15項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="836 1267 1415 1619">2 法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第15項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1）とする。</p> <p data-bbox="873 1715 1415 1812">(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p data-bbox="836 1845 1415 1942">3 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>

<p>(法附則第15条第33項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第33項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>6 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>7～18 略</p>	<p>7～18 略</p>
<p>(読替規定)</p> <p>19 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>19 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

20 略	20 略
------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の吉川市都市計画税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

報告第5号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度吉川市一般会計補正予算（第2号）について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

理由

令和5年3月22日の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、子育て世帯生活支援特別給付金の実施及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が決定され、原油価格・物価高騰等に直面し、家計への影響が大きい子育て世帯や住民税非課税世帯に対する生活の支援を迅速に行う観点から、給付金の支給に必要な経費に関し、緊急に予算措置の必要が生じたため、令和5年度吉川市一般会計補正予算（第2号）を専決処分したものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年度吉川市一般会計補正予算（第2号）（別紙）

令和5年4月21日

吉川市長 中原恵人

別紙

令和5年度吉川市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度吉川市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,522,082千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		4,343,165	90,891	4,434,056
	2. 国庫補助金	437,205	90,891	528,096
19. 繰入金		1,053,161	4,728	1,057,889
	1. 基金繰入金	1,041,959	4,728	1,046,687
歳 入 合 計		25,426,463	95,619	25,522,082

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		10,974,311	95,619	11,069,930
	1. 社会福祉費	3,999,461	14,848	4,014,309
	2. 児童福祉費	5,059,033	80,771	5,139,804
歳 出 合 計		25,426,463	95,619	25,522,082

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	4,343,165	90,891	4,434,056
19. 繰入金	1,053,161	4,728	1,057,889
歳入合計	25,426,463	95,619	25,522,082

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費	10,974,311	95,619	11,069,930
歳 出 合 計	25,426,463	95,619	25,522,082

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
90,891			4,728
90,891			4,728

2 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費国庫補助金	22,205	10,120	32,325
2. 民生費国庫補助金	170,134	80,771	250,905
計	437,205	90,891	528,096

(款) 19. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	716,706	4,728	721,434
計	1,041,959	4,728	1,046,687

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 総務費補助金	10,120	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10,120
3. 児童福祉費補助金	80,771	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金 8,771
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 72,000

1. 財政調整基金繰入金	4,728	財政調整基金繰入金 4,728

3 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	447,187	14,848	462,035	10,120 国 (10,120)			4,728
計	3,999,461	14,848	4,014,309	10,120			4,728

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	619,937	80,771	700,708	80,771 国 (80,771)			
計	5,059,033	80,771	5,139,804	80,771			

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
10. 需用費	425	60. 食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	14,848
11. 役務費	2,173	10 需用費	425
12. 委託料	12,100	消耗品費	198
13. 使用料及び賃借料	150	印刷製本費	227
		11 役務費	2,173
		通信運搬費	1,436
		手数料	737
		12 委託料	12,100
		システム導入等委託料	12,100
		13 使用料及び賃借料	150
		複写機使用料	150

3. 職員手当等	3,334	80. 子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	80,771
10. 需用費	156	3 職員手当等	3,334
11. 役務費	221	時間外勤務手当	3,334
12. 委託料	5,060	10 需用費	156
18. 負担金補助及び交付金	72,000	消耗品費	76
		印刷製本費	80
		11 役務費	221
		通信運搬費	84
		手数料	137
		12 委託料	5,060
		システム改修委託料	5,060
		18 負担金補助及び交付金	72,000
		ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金	35,000
		その他世帯生活支援特別給付金	37,000

給 与 費 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	418人 (662人)	422,435	1,503,156	1,122,622	3,048,213	576,609	3,624,822	
補 正 前	418人 (662人)	422,435	1,503,156	1,119,288	3,044,879	576,609	3,621,488	
比 較	0人 (0人)	0	0	3,334	3,334	0	3,334	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職 員 手 当 の 内 訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	29,484	29,484	0
地 域 手 当	91,952	91,952	0
管 理 職 手 当	48,000	48,000	0
通 勤 手 当	28,867	28,867	0
住 居 手 当	41,037	41,037	0
期 末 手 当	413,736	413,736	0
勤 勉 手 当	258,148	258,148	0
時 間 外 勤 務 手 当	208,738	205,404	3,334
特 殊 勤 務 手 当	2,660	2,660	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	400人 (2人)		1,430,109	1,020,755	2,450,864	496,958	2,947,822	
補 正 前	400人 (2人)		1,430,109	1,017,421	2,447,530	496,958	2,944,488	
比 較	0人 (0人)	0	0	3,334	3,334	0	3,334	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
扶 養 手 当	29,484	29,484	0
地 域 手 当	87,563	87,563	0
管 理 職 手 当	48,000	48,000	0
通 勤 手 当	27,370	27,370	0
住 居 手 当	41,037	41,037	0
期 末 手 当	318,813	318,813	0
勤 勉 手 当	258,148	258,148	0
時 間 外 勤 務 手 当	207,680	204,346	3,334
特 殊 勤 務 手 当	2,660	2,660	0

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	18人 (660人)	422,435	73,047	101,867	597,349	79,651	677,000	
補 正 前	18人 (660人)	422,435	73,047	101,867	597,349	79,651	677,000	
比 較	0人 (0人)	0	0	0	0	0	0	

※ () 内は短時間勤務職員で外書き

職員手当の内訳

区 分	補 正 後	補 正 前	比 較
地 域 手 当	4,389	4,389	0
通 勤 手 当	1,497	1,497	0
期 末 手 当	94,923	94,923	0
時 間 外 勤 務 手 当	1,058	1,058	0
特 殊 勤 務 手 当			0

(2) 職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職 員 手 当	千円 3,334	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	3,334	○会計年度任用職員以外の職員 3,334 ○会計年度任用職員 0

第35号議案

吉川市税条例の一部を改正する条例

吉川市税条例（昭和30年吉川町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障がい者</u>、未成年者、寡婦又はひとり親 （これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者</u>、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円を超える場合を除く。）</p> <p>2 略</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p>

第34条の9 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に

第34条の9 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 略

<p>記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 第1項又は法第317条の3の2第1項に規定する申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において、これらに規定する申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の2第1項に規定する申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の場合において、これらに規定する申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子</p>
--	---

<p>情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p><u>6 前項の規定の適用がある場合における第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により<u>特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、普通徴収の方法により<u>徴収</u>する。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、<u>個人の県民税額及び森林環境税額</u>の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>徴収</u>する場合にあっては特別徴収の</p>	<p>情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。</p> <p><u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により<u>って特別徴収の方法</u>による場合を除くほか、普通徴収の方法により<u>って徴収</u>する。</p> <p>2 略</p> <p>(市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額<u>及び</u>県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により<u>って徴収</u>する場合にあっては特別徴収の方法により<u>って徴収</u>さ</p>
--	---

方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)及び(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収

れないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)及び(2) 略

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割

<p>の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日</p>	<p>額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなっ</p>
---	--

が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を

た日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる

<p>特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又</u></p>	<p>額)を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によって変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p>
--	--

は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項に規定する老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

<p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならない。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場</p>
---	--

合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあって

合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア～ウ 略

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあって

は、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者(以下「身体障がい者」という。)、知的障がいを有し歩行が困難な者(以下「知的障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。))と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者等、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障

は、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2)及び(3) 略

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの

<p>がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者等又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等（身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証</p>	<p>（1台に限る。）</p> <p>(2) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類</p>
---	--

<p>明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が<u>身体障がい者</u>等と生計を一にする者である場合には、当該<u>身体障がい者</u>等との関係</p> <p>(2) <u>身体障がい者</u>等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに<u>身体障がい者</u>等との関係</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が<u>身体障害者</u>等と生計を一にする者である場合には、当該<u>身体障害者</u>等との関係</p> <p>(2) <u>身体障害者</u>等の氏名、住所及び年齢</p> <p>(3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに<u>身体障害者</u>等との関係</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
--	---

--	--

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正及び規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の吉川市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項及び第38条の改正、同条に1項を加える改正、第41条、第44条、第47条、第47条の2、第47条の6、附則第15条の2第4項並びに附則第16条の2第3項の改正並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の吉川市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき吉川市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が公布されたことに伴い、森林環境税の創設に係る規定の整備、特定小型原動機付自転車の種別割の税率の区分を規定することその他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第36号議案

吉川市手数料条例の一部を改正する条例

吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料 の額	区分	事務の種類	手数料 の額
略			略		
3 建設関係	(1)～(9) 略 (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合してい	略 <u>1の建築物ごとに掲げる額を合算して得た額</u>	3 建設関係	(1)～(9) 略 (10) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定 ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合してい	略

<p>ることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。）</p> <p>又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出された場合</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p>	<p>5, 0 00円</p>	<p>ることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。）</p> <p>又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「設計住宅性能評価書」という。）が提出された場合</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p>	<p>1件につき</p>
--	-------------------------	---------------------	--	-------------------------	--------------

					5, 0 00円
	(イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(19)までに同じ。）に係るもの			(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの	<u>1件につき</u>
	a 床面積の合計が <u>300平方メートル未満</u> のとき。	<u>11,000</u> 円		a 住戸及び共用部分（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第3条各号に掲げる部分を含む。以下同じ。）	<u>次のa及びbに定める額の合計額</u>
				(a) 住戸部分を申請しないとき。	<u>次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</u>
				(b) 申請に係る一の建築物の住戸の数（以下「住戸数」という。）が1戸のとき。	<u>5, 000円</u>
				(c) 住戸数が1戸を超え5戸以内のとき。	<u>10, 000円</u>

				(d) <u>住戸数が5戸</u>	<u>18,</u>
				<u>を超え10戸以</u>	<u>000</u>
				<u>内のとき。</u>	円
				(e) <u>住戸数が10</u>	<u>31,</u>
				<u>戸を超え25戸</u>	<u>000</u>
				<u>以内のとき。</u>	円
				(f) <u>住戸数が25</u>	<u>52,</u>
				<u>戸を超えると</u>	<u>000</u>
				<u>き。</u>	円
	b <u>床面積の合計が</u>	<u>23,</u>		b <u>住戸及び共用部</u>	<u>次に掲</u>
	<u>300平方メー</u>	<u>000</u>		<u>分以外の部分</u>	<u>げる区</u>
	<u>ル以上のとき。</u>	円			<u>分に</u>
					<u>に</u>
					<u>それ</u>
					<u>ぞれ</u>
					<u>に</u>
					<u>定め</u>
					<u>る</u>
					<u>額</u>
				(a) <u>住戸及び共用</u>	<u>0円</u>
				<u>部分以外の部分</u>	
				<u>を申請しないと</u>	
				<u>き。</u>	
				(b) <u>住戸及び共用</u>	<u>10,</u>
				<u>部分以外の申請</u>	<u>000</u>
				<u>に係る部分の床</u>	円
				<u>面積の合計が0</u>	
				<u>平方メートルを</u>	
				<u>超え300平方</u>	
				<u>メートル以内の</u>	
				<u>とき。</u>	
				(c) <u>住戸及び共用</u>	<u>31,</u>

	<p>(ウ) <u>非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。）に係るもの</u></p> <p>a 床面積の合計が<u>11,000平方メートル未満</u>のとき。</p> <p>b 床面積の合計が<u>19,000平方メートル以上</u>のとき。</p> <p>イ 適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも提出されない場合で建築物エネルギー消費性</p>	<p>11,000</p> <p>円</p> <p>19,000</p> <p>円</p>		<p>部分以外の申請に係る部分の床面積の合計が<u>300平方メートルを超え</u>るとき。</p> <p>(ウ) <u>住宅用途を含まない建築物に係るもの</u></p> <p>a <u>申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以内</u>のとき。</p> <p>b <u>申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートルを超え</u>るとき。</p> <p>イ 適合証及び設計住宅性能評価書のいずれも提出されない場合</p>	<p>000</p> <p>円</p> <p>1件につき</p> <p>10,000</p> <p>円</p> <p>1件につき</p> <p>31,000</p> <p>円</p>
--	---	---	--	--	---

<p>能基準等を定める省令 (平成28年経済産業 省・国土交通省令第1 号)第10条第2号イ (1)及びロ(1)に定める 基準に適合するとき。</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅に 係るもの</p>	<p>a 床面積の合計が <u>40,</u> <u>200</u>平方メートル <u>000</u> ル未満のとき。 円</p>	<p>b 床面積の合計が <u>44,</u> <u>200</u>平方メートル <u>000</u> ル以上のとき。 円</p>	<p>(イ) 住宅用途を含む建 築物に係るもの</p>	<p>a 床面積の合計が <u>80,</u> <u>300</u>平方メートル <u>000</u> ル未満のとき。 円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅に 係るもの</p>	<p><u>1</u> 件に つき <u>38,</u> <u>000</u> 円</p>	<p>(イ) 住宅用途を含む建 築物に係るもの</p>	<p><u>1</u> 件に つき 次 の <u>a</u>、<u>b</u> 及び <u>c</u> に定め る額の 合計額 次に掲 げる区 分に応 じそれ</p>
--	-------------------------------	---	---	----------------------------------	---	-------------------------------	---	----------------------------------	--

					それぞれに定める額
				(a) 住戸の部分を申請しないとき。	0円
				(b) 住戸数が1戸のとき。	38,000円
				(c) 住戸数が1戸を超え5戸以内のとき。	66,000円
				(d) 住戸数が5戸を超え10戸以内のとき。	96,000円
				(e) 住戸数が10戸を超え25戸以内のとき。	140,000円
				(f) 住戸数が25戸を超えると	203,000円
				き。	0円
	b 床面積の合計が	135		b 共用部分	次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	300平方メートル以上のとき。	,000			
		0円		(a) 申請しないとき。	0円

				<u>き。</u> <u>(b) 申請すると</u>	<u>1 1 1</u> <u>, 0 0</u> <u>0円</u>
				<u>き。</u> <u>c 住戸及び共用部</u> <u>分以外の部分</u>	<u>次に掲</u> <u>げる区</u> <u>分に応</u> <u>じそれ</u> <u>ぞれに</u> <u>定める</u> <u>額</u>
				<u>(a) 住戸及び共用</u> <u>部分以外の部分</u> <u>を申請しないと</u> <u>き。</u>	<u>0円</u>
				<u>(b) 住戸及び共用</u> <u>部分以外の申請</u> <u>に係る部分の床</u> <u>面積の合計が0</u> <u>平方メートルを</u> <u>超え300平方</u> <u>メートル以内の</u> <u>とき。</u>	<u>2 5 0</u> <u>, 0 0</u> <u>0円</u>
				<u>(c) 住戸及び共用</u> <u>部分以外の申請</u> <u>に係る部分の床</u> <u>面積の合計が3</u> <u>00平方メート</u> <u>ルを超えると</u>	<u>4 1 2</u> <u>, 0 0</u> <u>0円</u>

				<p>き。</p> <p>(ウ) <u>住宅用途を含まない建築物に係るもの</u></p> <p>a <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する場合</u></p> <p>(a) <u>申請に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以内のとき。</u></p> <p>(b) <u>申請に係る部分の面積が300平方メートルを超えるとき。</u></p> <p>b <u>aに該当しない場合</u></p>	<p>次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>1件につき 91,000円</p> <p>1件につき 158,000円</p> <p>次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p>
--	--	--	--	---	--

				(a) 申請に係る部	1 件に
				分の床面積の合	つき
				計が 3 0 0 平方	2 5 0
				メートル以内の	, 0 0
				とき。	0 円
				(b) 申請に係る部	1 件に
				分の面積が 3 0	つき
				0 平方メートル	4 1 2
				を超えるとき。	, 0 0
					0 円
	ウ	適合証及び設計住宅			
		性能評価書のいずれも			
		提出されない場合で建			
		築物エネルギー消費性			
		能基準等を定める省令			
		第 1 0 条第 1 号イ(1)及			
		びロ(1)に定める基準に			
		適合する非住宅用途を			
		含む建築物の非住宅部			
		分に係るもの			
		(ア) 床面積の合計が 3	2 6 7		
		0 0 平方メートル未	, 0 0		
		満のとき。	0 円		
		(イ) 床面積の合計が 3	3 3 4		
		0 0 平方メートル以	, 0 0		
		上のとき。	0 円		
	エ	適合証及び設計住宅			
		性能評価書のいずれも			
		提出されない場合で建			

<p>建築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令 第10条第1号イ(2)及 びロ(2)に定める基準に 適合する非住宅用途を 含む建築物の非住宅部 分に係るもの</p>	<p>(ア) 床面積の合計が3 00平方メートル未 満のとき。</p> <p>102 , 00 0円</p>	<p>(イ) 床面積の合計が3 00平方メートル以 上のとき。</p> <p>130 , 00 0円</p>	<p>オ 適合証及び設計住宅 性能評価書のいずれも 提出されない場合で建 築物エネルギー消費性 能基準等を定める省令 第10条第2号イ(2)及 びロ(2)に定める基準に 適合するとき。</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅に 係るもの</p> <p>a 床面積の合計が 200平方メート ル未満のとき。</p> <p>20, 000 円</p> <p>b 床面積の合計が 200平方メート ル以上のとき。</p> <p>22, 000 円</p>			
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(イ) <u>住宅用途を含む建築物に係るもの</u></p> <p>a <u>床面積の合計が</u> 38,000平方メートル未滿のとき。 円</p> <p>b <u>床面積の合計が</u> 66,000平方メートル以上のとき。 円</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(11)～(14) 略</p> <p>(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>(ウ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物（以下(19)までにおいて</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>

<p>「非住宅建築物」という。)に係るもの</p> <p>a 略</p> <p>b 床面積の合計が <u>19,000</u> 平方メートル以上のとき。 <u>円</u></p> <p>(エ) 複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下(19)までにおいて同じ。)に係るもの</p> <p>a 住宅部分</p> <p>(a)～(c) 略</p> <p>b 非住宅部分</p>			<p>「非住宅建築物」という。)に係るもの</p> <p>a 略</p> <p>b 床面積の合計が <u>31,000</u> 平方メートル以上のとき。 <u>円</u></p> <p>(エ) 複合建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下(19)までにおいて同じ。)に係るもの</p> <p>a 住宅部分 <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。)</u></p> <p>(a)～(c) 略</p> <p>b 非住宅部分 <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をい</u></p>	
--	--	--	---	--

	<p>(a)～(c) 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が</p>	20,		<p>う。以下(19)までにおいて同じ。)</p> <p>(a)～(c) 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア)及び(イ) 略</p>
--	---	-----	--	---

<p>消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p>			<p>消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p>	
(ア) 略	略		(ア) 略	略
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。	<u>130</u> <u>, 00</u> <u>0円</u>		(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。	<u>171</u> <u>, 00</u> <u>0円</u>
(16)～(18) 略	略		(16)～(18) 略	略
(19) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の認定			(19) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の認定	
<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第7条第1項に規定する説明書（イからオまでにおいて「説明書」という。）が提出された場合</p>			<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第7条第1項に規定する説明書（イからオまでにおいて「説明書」という。）が提出された場合</p>	
(ア)及び(イ) 略			(ア)及び(イ) 略	

<p>(ウ) 非住宅建築物に係るもの</p> <p>a 略</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートル以上のとき。</p>	<p>1 件につき</p> <p><u>19,000</u></p> <p>円</p>		<p>(ウ) 非住宅建築物に係るもの</p> <p>a 略</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートル以上のとき。</p>	<p>1 件につき</p> <p><u>31,000</u></p> <p>円</p>
<p>(エ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 説明書が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するとき。</p>	<p>略</p>		<p>(エ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 説明書が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p>	<p>略</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のとき。</p>	<p>1 件につき</p> <p><u>20,000</u></p> <p>円</p>		<p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積の合計が 200 平方メートル未満のとき。</p>	<p>1 件につき</p> <p><u>40,000</u></p> <p>円</p>
<p>b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のとき。</p>	<p>1 件につき</p> <p><u>22,000</u></p>		<p>b 床面積の合計が 200 平方メートル以上のとき。</p>	<p>1 件につき</p> <p><u>44,000</u></p>

	<p>(イ) 略</p> <p>エ 説明書が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</p> <p>オ 説明書が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</p> <p>(20)～(28) 略</p>	<p>円</p> <p>略</p> <p>1 件につき</p> <p><u>3 3 4</u></p> <p><u>, 0 0</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>略</p> <p>1 件につき</p> <p><u>1 3 0</u></p> <p><u>, 0 0</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>略</p>		<p>円</p> <p>略</p> <p>1 件につき</p> <p><u>4 3 2</u></p> <p><u>, 0 0</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>略</p> <p>1 件につき</p> <p><u>1 7 1</u></p> <p><u>, 0 0</u></p> <p><u>0円</u></p> <p>略</p>
略			略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）等の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料について新たに創設された誘導仕様基準を用いた区分を設けるとともに、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料について床面積を用いた算定方法への変更その他所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

第37号議案

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて議決を求める。

- 1 取得する財産 移動式排水ポンプ
- 2 納入場所 埼玉県吉川市役所
- 3 納期限 令和5年10月31日
- 4 取得金額 47,704,734円
- 5 契約の相手方 住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和B1階
氏名又は名称 帝商株式会社埼玉営業所
代表者職氏名 営業所長 伊藤昌弘

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

水防用備品として移動式排水ポンプを取得したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第3条の規定により、この案を提出するものである。

第38号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区駅前広場工事（その2）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和6年9月30日まで
- 4 請負金額 382,800,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県さいたま市南区鹿手袋3丁目23番30号
氏名又は名称 シン建工業株式会社
代表者職氏名 代表取締役 北清太郎

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区駅前広場工事（その2）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第39号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（建築）
- 2 工事場所 吉川市きよみ野一丁目1番地
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和6年3月22日まで
- 4 請負金額 265,760,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県越谷市御殿町2番11号
氏名又は名称 高元建設株式会社
代表者職氏名 代表取締役 高橋和彦

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（建築）の請負契約を締結したので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第40号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（機械設備）
- 2 工事場所 吉川市きよみ野一丁目1番地
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和6年3月22日まで
- 4 請負金額 241,973,600円
- 5 受注者 住 所 埼玉県越谷市大字大道478番地
氏名又は名称 株式会社協和設備
代表者職氏名 代表取締役 清水一郎

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市民交流センターおあしす長寿命化（中規模）改修工事（機械設備）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第41号議案

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 飯島義男

生年月日 ○○○○○○○○

令和5年6月2日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

固定資産評価審査委員会委員の水村英夫氏が令和5年6月9日をもって任期満了となるため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 飯島義男

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和44年4月から

○○○○○○○○○○○○○○○

昭和49年3月まで

昭和49年4月から

○○○○○○○○○○○○○○○

現在に至る